

特定公共賃貸住宅の入居申込について

H30.10.9～本格運用用

1. 入居条件

- ①現在、同居し、又は同居しようとする親族【婚約者を含む】がある方。
(ただし、そらむき住宅単身棟を除き、原則として単身で入居することはできません。)
- ②入居の申込みをする日において、規則で定める基準の所得
(月額200,000円以上)のある方。
- ③現在、自ら居住するため住宅を必要としている方。
- ④現在、町税及びこれに準ずる納付金を滞納していない方。
- ⑤申込者及び同居者全員が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方。

2. 申し込み時に提出していただく書類

※個人番号事務本格運用に伴い、申込書へのマイナンバーの記載及びマイナンバーカードの提示によって添付書類の提出が省略可能になりました。

提出書類	必要なもの	入手先
申込書	○	町建設課/所定の様式
誓約書	○	町建設課/所定の様式
町税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書	○	町建設課/所定の様式
同意書※1 (地方税情報)	○	町建設課/所定の様式
マイナンバー (通知)カード (入居世帯全員分)	○	
写真付き身分証明書 (申込者のみ)	△※2	運転免許証等
住民票 (入居世帯全員分)	省略可	現在の住所地の 市町村役場
所得課税証明書 (入居世帯全員分) 【最新年度分】 1/1～12/31分	省略可	当該年度1月1日時点の 住所地の市町村役場
納税(完納)証明書 (入居世帯全員分)	○	

★その他条件により、町が指定した書類を提出していただきます。

※1 同意されない場合については、住民票及び所得課税証明書の提出が必要です。

※2 写真付きマイナンバーカードを提示の場合、不要です。

3. 注意事項

- ①募集中の住宅に申し込むことができます。
- ②入居者の選考は、揖斐川町町営住宅管理条例に基づき、入居者選考委員会の意見を参考にして決定します。
- ③町営住宅の入居が決定したときには、身元引受人2名の選出が必要になります。
- ④町営住宅の家賃は、所得や同居者数等の状況によって決定されます。収入等の変化によって、家賃は毎年変化することがあります。
- ⑤町営住宅は、中堅勤労者の居住の用に供するためのものですから、毎年収入申告等を行っていただきます。
- ⑥敷金は、家賃の3ヶ月分です。
- ⑦家賃の他、共益費が必要な場合があります。
- ⑧選考結果については、後日郵送にて通知します。